

温泉のあとは瑞浪でゆったりクーポン

取り扱いマニュアル

<加盟店用>

**温泉のあとは
瑞浪でゆったり
1,000円分の
クーポン!
プレゼント**

クーポン券は瑞浪市観光協会加盟の協力店にて
お支払いにご利用いただけます。

**瑞浪で使える
お得な
クーポン!**

使用期限 2025年2月16日まで

- クーポン券は瑞浪市観光協会加盟の協力店でのみお支払いにご利用いただけます。
- クーポン券は現金との4対1交換はできません。
- クーポン券でのみ買い物でご利用いただけます。
- クーポン券の盗難・紛失について発行者またはご本人を問いません。
- 一部クーポン券で使えない商品やサービスがあります。

ご利用後にアンケートへのご回答をお願いいたします

●お問い合わせは…瑞浪市観光協会 TEL0572-51-8161 平日 AM9時15分からPM5時15分
1509-0122 岐阜県観光庁(上野町2-5-1) 瑞浪市産業振興センター1階

瑞浪市観光協会

目 次

1. 温泉のあとは瑞浪でゆったりクーポン事業概要.....	1
2. 登録後の準備	2
3. クーポン受取り時の流れ.....	3
4. クーポンのデザインについて	3
5. クーポン受取りから換金までの流れ	4
6. 換金についての注意事項.....	4
7. よくあるご質問.....	5

1. 温泉のあとは瑞浪でゆったりクーポン事業概要

(1) クーポンの概要

- ① 名称 温泉のあとは瑞浪でゆったりクーポン（以下、クーポン）
- ② 配布場所 下呂市内宿泊施設、鬼岩温泉宿泊施設（下呂温泉旅館協同組合及び下呂温泉観光協会会員のうち参画する約 50 施設、鬼岩温泉宿泊施設）
- ③ 発行者 瑞浪市観光協会
- ④ 発行形態 紙クーポン：券種 1,000 円 1 種類
- ⑤ 配布期間 令和 6 年 12 月 7 日（土）～ ※無くなり次第終了
- ⑥ 有効期間 令和 7 年 2 月 16 日（日）

(2) クーポンの配布方法

- ・宿泊施設がチェックイン時にクーポンと案内チラシを大人 1 名 1 泊につき配布する。
- ・チェックアウト時に宿泊内容の変更等（例：滞在日数の短縮）があった場合であってクーポンの付与枚数が減少する場合には、旅行者からクーポンの返還を求める。

(3) クーポンの取扱いに関する留意事項

- ・クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引においてのみ利用可能とする。
- ・クーポンと現金の交換は禁止とする。
- ・クーポンの券面以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。
- ・クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ・クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可とする。
- ・クーポンの盗難・紛失又は偽造・変造・模造等に対して、観光協会は責を負わない。

(4) 対象商品等

- ・クーポンは、加盟店のすべての商品及びサービス等について使用できるものとする。但し、次に該当するものは対象外とする。

(A) 換金性の高いもの

商品券・プリペイドカード・切手・印紙・図書券等の金券・土地・家屋などの不動産、有価証券等の個人の出資や宝くじ等

(B) 各種公共料金などの支払い

電気・LP ガス・水道・NHK 受信料・公共料金サービス・市指定ごみ袋

(C) 国又は地方公共団体への支払い

(D) 風俗関係・公序良俗に反するもの

(E) その他、販売や提供が法令等に違反するものやクーポン券発行事業の趣旨にそぐわないもの たばこ、パチンコなどのギャンブル、自社商品の購買、事業活動に伴い発生した支払、宗教活動、政治活動に関わるもの、その他、観光協会がクーポン券発行事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

3. クーポン受取り時の流れ

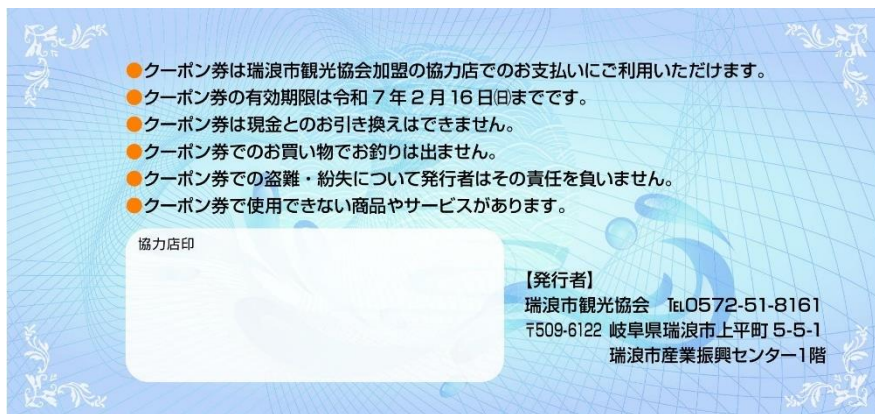
- ① お会計（支払額の提示）
- ② クーポン使用の意思表示
- ③ クーポンの確認（「温泉のあとは瑞浪でゆったりクーポン」に相違ないか、有効期間内であるか）
- ④ 利用者からクーポンを受取り精算
※お釣りはできません
- ⑤ 取扱店舗のゴム印（又はわかるもの）をクーポン裏面に押印
- ⑥ 換金請求時までクーポンを保管

4. クーポンのデザインについて

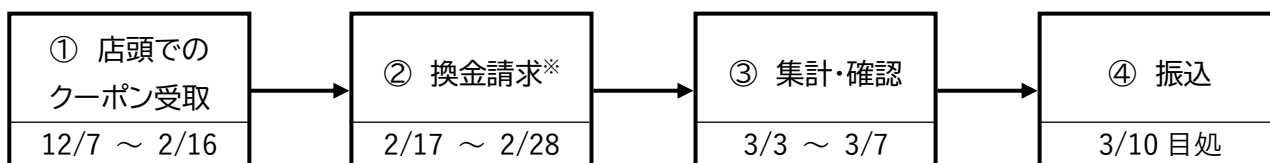
表面



裏面



5. クーポン受取りから換金までの流れ



- ① 加盟店がクーポンを受取り、取扱店舗のゴム印（又はわかるもの）を裏面に押印
- ② 換金請求受付期間中（R7/2/17~2/28）に換金請求（請求書と使用報告書を作成し、事務局に郵送又はメール）
※加盟店様の会計上、月ごとの精算が必要であるなど換金請求受付期間外の換金をご希望される方は事務局までご連絡ください。
- ③ 事務局が集計・確認
- ④ 請求書に記載された口座に振り込み

6. 換金についての注意事項

- ・ 換金請求受付期限は、令和7年2月28日（金）瑞浪市観光協会必着です。期限を過ぎてからの換金には一切応じることはできません。日数には余裕を持ってご準備ください。
- ・ 昨年度はひと月単位での換金請求を基本としていましたが、今年度は原則クーポン利用期限後に一括での換金請求をお願いします。個別の事情により難しい場合は事務局にお問合せください。
- ・ 有効期間内に使用された「温泉のあとは瑞浪でゆったりクーポン」のみ換金可能です。
- ・ 振込口座は請求書記載の口座へ入金いたします。振込明細等は送付しませんので、入金額をご確認ください。
- ・ 提出された内容の確認等で振込が遅れる場合があります。
- ・ 使用報告書に記載された数と提出されたクーポン枚数に差異が生じた場合はクーポン枚数を正として精算いたします。
- ・ 入金額に異議がある場合は、入金日から1週間以内に異議を申し立ててください。確認を行い、最終的にはクーポン枚数を正として精算いたします。入金後1週間を過ぎてからの異議申し立ては原則不可といたしますのでご理解ください。
- ・ クーポンの2/3以上に破損がある場合は換金できません。また、クーポン名、券面額、券番が目視で確認できない場合は、換金できません。
- ・ 振込手数料は事務局にて負担します。

7. よくあるご質問

Q. クーポン利用開始日はいつからですか？

A. P 1の「クーポンの概要」のとおり、12/7（土）宿泊分から配布が始まります。翌12/8をクーポン利用開始日とお考え下さい。

Q. 加盟店が経営する他市の店舗でもクーポン利用を受け付けても良いですか？

A. お客様がホームページ等でご覧になり、他市の店舗で利用を希望される場合がありますので、利用は可能とします。ただし、換金時の振込対応を店舗ごとに行うことは出来かねますので、加盟店様側で各店舗のクーポン利用実績を取りまとめていただき、一括での請求をお願いします。

お問合せ先：瑞浪市観光協会

営業時間 9:00～17:00 ※土日祝及び12/28～1/5は休業

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平5-5-1 瑞浪市産業文化センター1階

電話 / FAX 0572-51-8161

メール：mizunami.kankou@gmail.com